

お支払いする保険金のご説明

国内旅行傷害保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

1 普通保険約款の補償内容

被保険者が国内旅行中に、急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害（ケガといいますが）に対して保険金をお支払いします。

（注1）ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

（注2）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

（注3）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

（注4）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 |
|--------------|--|--|
| 入院 保 險 金 | <p>国内旅行中のケガによる入院を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">入院保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">入院日数</div> （注）事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。 |
| 手 術 保 險 金 | <p>国内旅行中のケガによる手術を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が手術（*1）を受けた場合</p> <p>（*1）手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療（*2）に該当する診療行為（*3） （*2）先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める先進医療をいいます（先進医療ごとに定める施</p> | ① 入院中に受けた手術 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">入院保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">10</div> ② 上記①以外の手術 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">入院保険金日額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">5</div> （注1）入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 （注2）1事故につき、1回の手術に限ります。また、1事故に対して、上記①と②の手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 |

| 保険金の種類 | 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金の額 |
|------------------|---|--|
| | <p>設基準に適合する病院等において行われるものに限ります)。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。</p> <p>(*3)先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。</p> | |
| 通 保 険 金 | <p>国内旅行中のケガによる通院を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(*)した場合</p> <p>(*)通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回にのみ通院したものとみなします。</p> | $\boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院日数}}$ <p>(注1)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。</p> <p>(注2)通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等(*)を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p> <p>(*)ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。</p> |

保険金をお支払いできない主な場合

【入院保険金、手術保険金、通院保険金共通】

次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(*1)
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑫ 別記の【補償対象外となる運動等】を行っている間の事故
- ⑬ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 乗用具(*2)を用いて競技等(*3)をしている間（ウ.に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*3)をしている間」の事故は保険金をお支払いしません。）
 - イ. 乗用具(*2)を用いて競技等(*3)を行うことを目的とする場所において、競技等(*3)に準ずる方法・態様により乗用具(*2)を使用している間（ウ.に該当しない「道路上で競技等(*3)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」の事故は保険金をお支払いします。）
 - ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*3)をしている間または競技等(*3)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間
- ⑭ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(*4)

など

(*1)テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金お支払いの対象となります。

(*2)乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。

(*3)競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。

(*4)医学的他覚所見のないものとは、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

2 その他の費用等に関する特約の補償内容

セットされる特約とその概要は次のとおりです。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、被保険者またはそのご家族が加入されている補償内容が同様の保険契約（国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

| 保険金の種類 | 賠償責任保険金（賠償責任補償特約(国内旅行特約用)） 補償重複 |
|--------------|--|
| 保険金をお支払いする場合 | <p>被保険者が国内旅行中の偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>(注)被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者またはその他の法定監督義務者を被保険者とします。ただし、保険金のお支払対象となる損害は、その責任無能力者の国内旅行中の行為により発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、その親権者またはその他の法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。</p> |
| お支払いする保険金の額 | $\begin{aligned} & \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金}} - \\ & \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} - \boxed{\text{免責金額(*) (0円)}} \end{aligned}$ <p>(*)免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>(注1)1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4)事故により損害賠償の請求を受けた場合、当社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、当社による示談交渉はできません。</p> |

| 保険金の種類 | 賠償責任保険金（賠償責任補償特約(国内旅行特約用)） 補償重複 |
|-------------------------|---|
| | <p>①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合</p> <p>②損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合</p> <p>③正当な理由がなく被保険者が当社への協力を拒んだ場合</p> <p>④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</p> |
| <p>保険金をお支払いできない主な場合</p> | <p>次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意</p> <p>②被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(*1)</p> <p>④地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</p> <p>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(*2)。ただし、宿泊施設の客室(*3)に与えた損害は、お支払いの対象となります。</p> <p>⑦被保険者と同居する親族(*4)および旅行行程(*5)を同じくする親族(*4)に対する損害賠償責任</p> <p>⑧航空機、船舶・車両(原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力のものを含みません。)、銃器(空気銃を含みません。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑩上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(*1)テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(*2)レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>(*3)客室には、客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。</p> <p>(*4)親族とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。 ※配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。</p> <p>(*5)旅行行程とは、保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に到着するまでの行程をいいます。なお、旅行出発後に保険加入を希望した場合は、契約成立時刻から住居に到着するまでの間をいいます。</p> |

【補償対象外となる運動等】

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

(*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。

(*2)グライダーおよび飛行船は含みません。

(*3)職務として操縦する場合は含みません。

(*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。